Research Data Management

オープンサイエンス時代の研究データ管理 Week3:メタデータ・法倫理的問題

3-3. 研究データをめぐる著作権再利用促進の ためのライセンス

J P C O A Rオープンアクセスリポジトリ推進協会





著作権の概要

日本では

「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、<mark>著作者等の権利の保護</mark>を図り、もって 文化の発展に寄与することを目的とする」(第1条)

権利保護によって、創作者の意欲を促進

保護期間の設定によって、期間終了後に知的財産を社会に還元

保護の対象や方法については、各国で少しずつ異なる

- データベースに対する保護(sui generis rights、EU) http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/prot-databases/index_en.htm
- フェア・ユース制度(USA) http://www.jcea.info/Q&A_1.html#Q4
- スリーストライク制(France、Korea等) http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500005.pdf



データの著作物性

著作物の定義:

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(著作権法第2条第1項第1号)。

単なる客観的事実やデータは、著作物としての保護対象にならない

データを得るために高度の知識や多大な労力、資金を必要としたとしても、保護対象にならない

もっとも、一定の考え方のもとにデータを整理・分析した場合などは、「創作性」 が認められる場合も

例: データベースの著作物



データの帰属先

知的財産権は、原則として機関帰属

研究データは、知的財産権としての側面を持つ

各機関のポリシーにより以下に列挙するような内容を定め、組織として一元 的に管理・活用を図ることが求められている

各大学の使命や青務

研究成果の育成・活用に関する考え方

個別具体的な知的財産の取扱いの方針 例: データ作成者が異動した場合の取扱いなど

紛争解決のための手続等

資金助成機関のポリシーとの関係



ライセンシング

ライセンシング(利用許諾)とは

【コンテンツの利用許諾の条件を明示すること。

趣旨

利用許諾に関する曖昧さの回避

使ってよい範囲を明確にしておくことで、再利用の促進が期待できる

各国で異なる著作権ルールを標準化



ライセンシング

種類

Creative Commons License

https://creativecommons.jp/licenses/

Open Data Commons

http://opendatacommons.org/licenses/

Open/Non-Commercial Government Licence

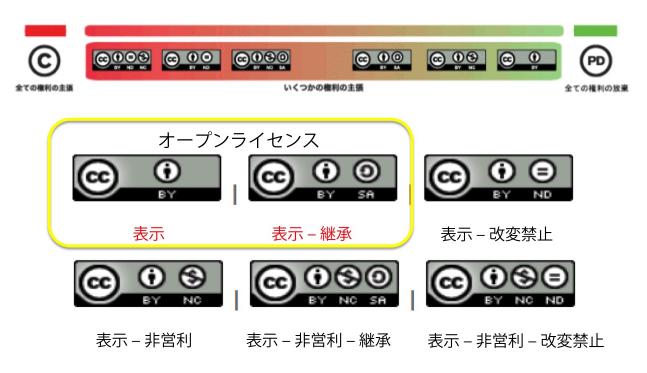
http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/non-commercial-government-licence/non-commercial-government-licence.htm

Public Domain

ΧŦ



CCライセンス



http://creativecommons.jp/licenses/ より